

相手方ノ屬性、性質、健康、身分、財産ニ關スル虚偽ノ告知ニ基  
 タ錯誤ハソノ重要ナルトキニノミ、取消原因トナル。〔野上久  
 幸判事「親族法」三省堂コンメンタール一七五頁〕  
 シカモ隠蔽デハ足りズ、積極的ナ虚偽ノ告知ヲ必要トスル。  
 從ツテ刑法上、結婚誘拐ノ誘惑タル爲メニハ、ステニ民法上ノ婚  
 姻取消原因タル虚偽ノ告知、ソノ重要ナルモノノミデモ足りル事  
 ハデキナイ。身分ノ黙秘ノ如キニイタツテハ、通常民法上ノ婚姻  
 取消原因タルコトサヘナイモノデアル。

シカルニ、民法上婚姻取消原因タルコトサヘナイ身分ノ黙秘ヲ  
 刑法上誘惑行爲ニ曲解スルニ至ツテハ、明治四年ノ太政官令ヲ踐  
 躡シテ「特殊部落民」ノ賤稱ニヨリ法制上再ビ身分的差別待遇ヲ  
 ツクリ出サントスルモノデアル。

## 結 語

以上、被告山本雪太郎、被告久本米一ニ係ル結婚誘拐罪ノ確定判  
 決ハ、刑事訴訟法第五百十六條ノ一判決確定後其ノ事件ノ審判法

令ニ違反シタルコトヲ發見シタルトキハ檢事總長ハ大審院ニ非常  
 上告ヲ爲スコトヲ得ニ基キ、檢事總長ノ非常上告ニ依リテノミ  
 救済セラルベキ誤判ナルガ故ニ上申人ハ速ニ檢事總長ノ非常上告  
 申立ヲ要求スルタメ本上申書ヲ提出スル所以デアル。

附記 引用シタ學者ノ說ハ法學界ニ於ケル身分ニ關係スル研究  
 ノ權威平野巖太郎氏ノ意見デアル。

昭和八年 月 日

大審院檢事總長

林 頼三郎 殿